

会 議 録

会議の名称		指定管理者選定委員会（第2回）
事務局		企画財政部 企画課 企画調整係
開催日時		平成18年2月16日（木）午前10時06分～11時51分
開催場所		小金井市役所第1会議室
出席者	委員	委員長 稲 正樹 委員 副委員長 石井 忠史 委員 委員 小沼 正博 委員 長谷 匡二 委員 横尾 和儀 委員 欠席委員 0人
	指定管理者候補者団体	社会福祉法人 聖ヨハネ会 2人 社会福祉法人 社会福祉協議会 2人
	担当課	介護福祉課長 小 俣 敏 行 介護福祉課長補佐 荻 原 み ど り 福祉推進課長 坂 田 米 子 福祉推進課長補佐 林 文 男
	事務局	企画財政部長 吉岡 伸一 企画課長 伊藤 茂男 企画課長補佐兼企画調整係長 川合 修 企画課主査 三浦 真 企画課主事 高橋 弘樹
傍聴の可否		可 一部不可 不可
会議次第		1 開 会 2 平成17年度諮問第2号 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者候補者の選定について 3 平成17年度諮問第3号 小金井市福社会館の指定管理者候補者の選定について 4 閉会
会議結果		別紙会議録のとおり

第2回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 平成18年2月16日(木) 午前10時06分～11時51分

場 所 小金井市役所第一会議室(本庁舎3階)

出席委員 5人

委員長 稲 正 樹 委員

副委員長 石 井 忠 史 委員

小 沼 正 博 委員 長 谷 匡 二 委員

横 尾 和 儀 委員

欠席委員 0人

指定管理者候補者団体

社会福祉法人 聖ヨハネ会 2人

社会福祉法人 社会福祉協議会 2人

担当課職員

介護福祉課長 小 俣 敏 行

介護福祉課長補佐 荻 原 み どり

福祉推進課長 坂 田 米 子

福祉推進課長補佐 林 文 男

事務局職員

企画財政部長 吉 岡 伸 一

企画課長 伊 藤 茂 男

企画課長補佐兼企画調整係長 川 合 修

企画課主査 三 浦 真

企画課主事 高 橋 弘 樹

(午前10時06分開会)

◎ 委員長 ただいまから第2回目の指定管理者選定委員会を開催いたします。本日は、2件の指定管理者候補者の選定に係る議題を扱う予定でございます。

まず最初に、本日は施設の概要と事業計画書等について説明をお聞きしたいということで、関係者に出席をお願いしております。

それで、審議の進め方でございますけれども、1件ごとということで、本日お手元に2題ございます。それぞれ1時間程度を目途に行いたいということでございます。まず、前半の30分程度で関係者を交えまして施設の概要、それから提出されております事業計画書等に係る質疑を行いまして、その後、関係者にご退席いただきまして、私ども委員のみで審議を行いまして答申をするという進め方で行いたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎ 委員長 ありがとうございます。

それでは、ご意見が特にございませんようですので、今、私が申し上げました進め方で審議を行うことといたしたいと思えます。

それでは、最初でございますけれども、事務局といたしまして、吉岡伸一企画財政部長がご出席されておりますので、皆様にご紹介いたします。よろしくお願ひいたします。

◎吉岡企画財政部長 皆さん、おはようございます。きょう2回目の選定委員会ということでございまして、大変ご苦労さまでございます。この後、市長から委員長あてに2件の選定につきまして諮問をさせていただきます。よろしくご選定のほど、お願ひしたいと思います。

簡単でございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。

◎ 委員長 ありがとうございます。

それでは、市長のほうから本日の審議に当たりまして、諮問書が提出されておりますので、諮問をお願いいたします。

◎吉岡企画財政部長 諮問書。小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり下記の次項を諮問いたします。

記

1 平成17年度 諮問第2号

小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者候補者の選定について

2 平成17年度 諮問第3号

小金井市福祉会館の指定管理者候補者の選定について

以上、諮問いたします。平成18年2月16日、小金井市長稲葉孝彦、代読でございます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

◎ 委員長 ありがとうございます。

それでは今、稲葉市長のほうから、公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の第16条第1項の規定による諮問がございました。

初めに、平成17年度の諮問第2号ということで、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者候補者の選定についてを議題といたします。本件につきまして、説明のため担当課から小俣介護福祉課長、それから荻原課長補佐、指定管理者候補者といたしまして、社

会福祉法人聖ヨハネ会から本町センター施設長の長谷川さん、並びに桜町在宅センター事務長の藤井さんにご出席いただいております。

それでは、初めに施設の概要等のご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◎小俣介護福祉課長 介護福祉課長の小俣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。お手元に、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター指定管理者候補者の選定について、概要という7ページのもの、それから「住みなれた緑豊かな小金井の町で安心して皆様とともに」という、このようなパンフレットがお手元にあるかと思っております。これによって、簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

7ページになりますこの概要で、まず最初にお話をさせていただきたいと思っております。今、諮問させていただきましたように、指定管理を行わせる公の施設の名称、及び位置でございますが、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターでございます。本町二丁目10番13号に位置しているものでございます。武蔵小金井駅の北口のけやき通りというところがあるんですけども、その中ほどにある施設でございます。

開設は平成10年10月1日でございます。敷地面積はここでございますように、394.16平米、鉄筋コンクリートづくりの3階建てでございますけれども、建物の面積は、748.35平米でございます。ここには書いてございませんが、この本町高齢者在宅サービスセンターは、設置条例によりまして設置されておりました、その事業は介護保険法に定める通所介護事業と、それから市長が必要と認める事業ということで展開しているものでございます。

事業内容でございますが、4ページをお開きいただきますと、平成16年度の事業別の利用実績ということでお示ししてございます。これをごらんいただければ事業の内容を見ていただければと思います。1つは、表側でございますように通所介護、いわゆるデイサービスの事業を行ってございます。このデイサービスについては、一般の方のデイサービスと、それから認知症の方のデイサービスの2種類を行っております。それぞれの定員は、一般の方は25名様、認知症の方は10名様でございます。これがいわゆる介護保険事業と言われるものでございます。

次に、平成18年の介護保険法の改正によりまして介護保険事業に取り込まれるんですが、従前は介護保険外の事業でございました生きがい対応型デイホーム、つまり、要支援とか要介護、いわゆる介護保険の利用者様でない方でも、介護保険の利用をする危険性の高い方に対して、介護予防という観点から生きがいをもつていただくデイサービス、デイホームをさせていただいている生きがいデイホーム。それから地域の方たちとの交流を含めた介護教室などを入れました介護予防地域支援事業、それから食の自立支援と書いてございます、必要な方については配食サービスを中心に、栄養などのコーディネートをさせていただいている事業、このような事業をさせていただいております。

この事業は、平成10年10月から介護保険制度が始まる平成12年を経て現在まで来ているんですが、これから候補者としてご審議をいただきます社会福祉法人聖ヨハネ会さんに委託をさせていただいて、今までも事業をしていただいているところでございます。

1 ページの 5 番、指定管理に係る業務の範囲でございますけれども、今申し上げました従前から行っております事業を、そのまま指定管理の業務の範囲としてお願いをするものでございます。

16 年度の事業実績は、今見ていただきました 4 ページでございますような事業を展開しております、ここでございますような利用者様でございます。例えば一般型の通所介護、いわゆるデイサービスでは、年間延べ 5,200 人様ほどがお使いいただいております。また、認知症対応型のデイサービスでは、これも延べでございますけれども、1,700 人様ぐらいのご利用をいただいておりますし、また、配食サービスにつきましても、合計は年間 1 万 8,000 食に及ぶようなサービスをさせていただいているところでございます。

この事業に係ります決算でございますが、平成 16 年度の決算は 5 ページから 7 ページにかけて見ていただけるようになってございます。収入、支出それぞれここで見ていただけるようになっておりますが、全体では 1 億 1,403 万 703 円の収支の決算になっているところでございます。

今申し上げました指定管理をお願いします法人でございますが、社会福祉法人聖ヨハネ会ということで、1 ページから 2 ページにかけて法人の概要をお示ししているところでございます。法人は、広く社会福祉事業を展開してござっております、高齢者の方々に対するサービスをはじめ、知的障害のある方に対するサービスも展開をしていただく、あるいは桜町病院という病院がございまして、病院の運営もさせていただいているところでございます。

高齢の方たちに対するサービスといたしましては、先ほどご紹介をいたしました「住みなれた緑豊かな小金井の町で安心して皆様とともに」というパンフレットがございまして、このパンフレットの内容のような形で、聖ヨハネホーム、これは介護老人福祉施設でございますが、いわゆる特別養護老人ホームですとか、あるいは桜町にございまして高齢者在宅サービスセンター、そして、この指定管理をお願いします私ども市立の本町高齢者在宅サービスセンター、そのほかにもさまざまな事業をさせていただいているのがこのパンフレットによって見ていただけるかと思っております。

本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理をお願いするに当たりましては、職員様をお願いしなければいけないんですが、2 ページから 3 ページにかけましてお示しいたしましたように、兼職を含めまして 45 人の職員さん、実際には常勤 5 人、それから非常勤 34 人、計 39 人の方で事業を展開していただくようお願いをしたいと思います。

指定の期間でございますが、条例に定められております一番長い期間、平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間で指定管理としてお願いを申し上げたいというふうに思っております。

18 年度の事業計画でございますが、これは既に皆様のお手元のほうに資料として配らせていただいたかと思っておりますけれども、この事業計画に示してあるとおりでございます。

以上、簡単でございますけれども、私どものほうのご説明とさせていただきます。ありがと

うございました。

◎委員長 大変ありがとうございました。施設の概要につきまして、ご説明をいただきました。

次でありますけれども、提出されております事業計画書等につきまして、補足する説明があればお願いいたします。

◎小俣介護福祉課長 補足はございません。

◎委員長 じゃ、補足説明を全部含めまして、以上でご説明はよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、ただいまの概要の説明、それから提出されております事業計画書等につきまして、各委員から質疑を受けていきたいと思えます。よろしくお願いたします。

◎委員 この指定管理者制度は、いわゆる市の直営の施設の管理運営を民間の企業、あるいはNPOなどに行わせるという趣旨のようではありますが、前回というか、本日お配り願いましたこの資料の、特に数字関係を見ますと、若干ちょっとわからないというか、まずは従来市の直営であったものを民間に管理運営をさせるという以上は、収支の改善というか、従来市のほうの管理費用というか、そういうものが一体今度の新規の事業計画ではどうなっていくのかということが、必ずしも私などはわからない点があります。

一般に、企業が事業計画を出す場合は、収支計画において3年ぐらいいは数字を出すわけなんです。それによって経営判断をするというのが一般的かと思えますが、むしろ企業経営とは若干違う点も、あるいはこういう指定管理の業務においてはあるかもしれませんけれども、そこら辺の資料的な大事さというか、そういうものは一般にこれにも通用するんじゃないかと思えます。

そういう点において、従来の直営から今度の指定管理になった場合にどういう点が改善されるのかという点が、具体的にこの数字の上では必ずしもわからない。そこら辺が一体どうなっているのか。そして、思うに、初めからこういう資料をつくるということが、定型的なフォームがあって、こういうものをつくるということがあったのかとも思えますが、そういうことで今後ともこの委員会においてこういう資料が出るのであれば、どうも委員としては判断できない点があるということなどをどのように考えたらいいかということなどが、若干私としてはこの業者選定というか、業者選定と申しても、これは1社のみでありますので、それに移行する場合に、どこら辺のメリットがあるのかと。つまりコスト改善及びサービスの向上がないと、この指定管理の意味がないわけですね。そこら辺がこの資料を拝見する限り、具体的に私どもが判断できるのかどうかどうもはっきりしません。そういう点、意見を申しました。

◎委員長 いかがでしょうか。

◎小俣介護福祉課長 委員のおっしゃっていることはそうかなというふうに思います。特殊な事情というわけではないんですが、これは直営ではなくて、この施設は最初から委託をさせていただいていた施設なんですね。それが地方自治法の改正に伴いまして、いわゆる業務委

託するのか、指定管理者にするのかという選択をしなければいけないことになりましたので、指定管理者制度のほうにお願いを申し上げたいと思っております。

この施設は平成10年にオープンいたしました。そこから聖ヨハネ会さんのほうに運営については委託をしております、市の直営ではございません。このパンフレットには公設民営というふうに、聖ヨハネ会さんが書いてくださっているんですけども、かなり公設民営の色合いが強いところではございました。平成12年、介護保険が始まるまでは、市が委託という形で1億2,000万円ほどの委託料をお支払いさせていただいて、運営をさせていただいております。平成12年に介護保険が始まったときに、当該の法人に事業所指定を取っていただきまして、介護保険分については独立採算性でこの施設を運営いただいております。そのために、委託料そのものは、その分そっくり1億円ぐらいは減になりまして、独立採算でやっていただくようお願いをしております。

ですから、そのときにある意味では、指定管理者制度的な運営には入っていたのでございますけれども、ここで法が改正になりましたものですから、当該法人さんの法的な位置づけも明確にして、安心して運営をしていただくという意味で、指定管理者制度に移行するというふうな形で、今お願いをしているところでございます。

ですから、もちろん委託をするときから始まります効果についてございますが、やはり社会福祉法人さんがもっていらっしゃる職員体制、つまり専門職であるということ、それから専門的な知識やスキルがあるということ、それと一番大きな問題として、バックアップ施設を持っていらっしゃる。病院を持っていらっしゃる、特養を持っていらっしゃることによって、地域の高齢者の方たちの生活全般に関してコーディネートできる1つの位置として本町高齢者在宅サービスセンターがあるというふうなメリットを考えまして委託をさせていただき、今般の指定管理制度へ移行ということを考えているところでございます。

◎委員 ありがとうございます。直営という言葉ではなくて、いわば業務委託から今回の新しい制度である指定管理の業者として、聖ヨハネ会に施設運営が任されたということはおわかりました。そのお話の中で、1億2,000万円の委託料が、これはなくなるわけですか。

◎小俣介護福祉課長 はい。

◎委員 というようなことにおいて、改善の方向がおそらく出てくると思います。市民としても聖ヨハネ会の業務の、しっかりやっておられることは、私も施設を1回見学に行きまして、よく承知しておりますので、その能力とか信頼度については別に異論を唱えるものではありません。ということで、先ほどの、特に私が今伺った中で、直営ではないと、業務委託というものから指定管理のほうへ移行すると、いわば衣がえのようなことでありますれば、理解できました。

以上であります。

◎委員長 ありがとうございます。ほかにご質問いかがでしょうか。

◎委員 今ここに、桜町高齢者在宅サービスセンターとございますね。いろいろあるんで

すけれども、特に今回の本町のほうを指定にかえたという理由と申しますか、上のほうも一緒にしなかったのかどうなのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけども。

◎小俣介護福祉課長 ご説明が足りずにすみません。実は、桜町さんではいろいろな事業展開をしてくださっているんですが、桜町さんはほとんどが自分のものなんですね。本町高齢者在宅サービスセンターだけが市立のところを業務委託で仕事をしていただいているんです。ですから、在宅介護支援センター、あるいは在宅サービスセンター、聖ヨハネホームは桜町さんのものでございます。市立ではなくて、社会福祉法人の施設でございますので。

ただ、このパンフレットは、地域で総合的にコーディネートするために聖ヨハネ会さんのほうでおつくりいただいたパンフレットでございますから、ちょっと見ると全部が市立なのか、あるいは全部が社会福祉法人立なのかということに迷うところもございまして、そのうちの、社会福祉法人さんが今、業務委託を含めてやっている事業の1つが本町高齢者在宅サービスセンターというふうにご理解をいただければと思います。ですから、ほかのところは指定管理者になるというよりも、むしろ聖ヨハネ会さんがみずからやっている事業でございます。

◎委員 わかりました。

◎委員 私はこの数字関係の資料を拝見して、こういう資料によって我々選定委員会、経営内容の信頼度とか、そういう点をこれらの数字資料によってのみで判断できるのかどうか。私も比較的企業のあれに参加したり、そこら辺の経験から見ても、こういういわゆる収支計画の検討材料として、ご提供願ったこの資料は果たしてどのように扱った方がいいのか。

◎委員 在宅サービスセンター自体の数字もあるんですが、ほかのいろいろな関連事業もたくさんあって、私どもが知りたいのは、市としてはこの管理事業も大事ですし、聖ヨハネ会の全体の経営内容も十分承知しなくちゃいけないんですけども、一番大事なのは、この本町高齢者在宅サービスセンターの収支関係の数字じゃないかと思ひまして、そこら辺は何かなものかと思ひました。

◎委員 ちょっと関連でよろしゅうございませうか。

◎委員長 お願いいたします。

◎委員 私、この概要のパンフレットを見ておまして、企業で言うならば売上高ですよ。本年度決算で売上高は1億1,400万円くらいあると。そして、収支差額というのは利益だと思ひます。今期は、7ページのほうなんです、602万1,000円の収支差額、非常に大きく出ていますね。その下を見ますと、前期繰越活動収支差額、これは前期じゃなく前期まででしょう。平成10年10月1日以降の累積額ですね。1,044万2,000円と見ますと、7年たっているのにたった1,044万2,000円しかないということは、今期は大きかった、前年も450万円あったけれども、それ以前は100万円にも満たない収支差額だったんじゃないかと想像するんですね。という、経営効率が過去は非常に悪いというふうに思われるわけです。

私はそういう見方をしているんですけども、そんなようなことしかちょっと判断できませ

んのでね。ですから、過去は非常に経営困難な状況じゃなかったかなと、ここにちょっと出ていませんけれども、推定するとそのように思われるわけです。

◎小俣介護福祉課長 先ほど申し上げました平成12年の介護保険制度が始まったことが大きなきっかけでございます。平成12年に介護保険制度が始まったことによりまして、従前は委託方式、全部が委託だったんですけれども、介護保険にかかわる部分、つまりこの収支のことでございます。特に収入でございますが、介護保険収入というのが法人のほうの収入になりました。そのために、法人のほうは介護保険事業としての経営努力をかなり重ねてくださったために、今先生がおっしゃいましたように、単年度においては600万円ほどの収益と申しますか、出たところでございます。

ですから、運営の形が12年を境にがらっと変わったことに伴いまして、こういうふうな形になったと思いますし、また今般の指定管理者制度がさらに動きますと、法人の側でももっとフレキシブルな工夫ができるようになりますから、ご心配をいただいておりますような経営に関する問題というの、少しずつ改善をしていくのかなというふうに考えています。

法人のほうからありましたら。

◎委員 過去は過去で終わったことです。問題なのはこれからの話ですよ。これから収支改善がされて、非常にいい経営ができるのかなということが、ちょっと私、わからないんですけれども、その辺いかがでしょうか。

◎藤井桜町在宅センター事務長 今、小俣課長がおっしゃったように、平成12年までは補助金で運営しておりましたので、比較的安定、そして人件費のほうも確定的ないわゆる公務員なみの支出をしていたわけなんですけれども、介護保険になって要するに収入、営業ベースになってまいりましたので、非常にこちらの管理者のほうもその辺を熟知しまして、例えば一般型デイホームにつきましては、4・6時間の利用の単位だったんですけれども、それを6・8時間に延ばしたりとか、そういう努力をしまして、確かに先生がおっしゃったように、100万円前後の単年度の黒だったんですけれども、2年前から700万、600万というような形になっております。

あと、今後につきましては、去年給与改定をいたしまして、新給与規定をつけました。これにより、年功序列式の人件費を変えまして、職能給で払うというような形になっておりまして、人件費の伸び率も、過去よりもこの一、二年でかなり変わっているという状況になっております。

◎委員長 ありがとうございます。今後のことにつきましてもご説明があったわけですが、ほかに何かご質問、ご質疑ございますか。

◎委員 こちらの配られた資料の説明はあるんですか。

◎委員長 こちらのほうの事業計画書につきましては、ちょっと厚いものですが、特にご説明、必要ですか。ご質問があればどうぞ。

◎委員 前に配られた資料なんですけれども、ちょっと私の感想的なことなんですけれど

も、このサービスセンターの収支予算書というのがございますね。

◎ 委員長 何ページになりますか。

◎ 委員 ページ数が入っていないんですが、2番。(2)の年度別内訳表というのがありますね。18年度の、表が支出で裏が収入になっていますね。この中で、収入と支出が最終的に一致して、したがって企業で言うと、利益がゼロという形で、私も企業の事業計画ばかりつくったり、見たりしているものですから、こういう計画をつくるときに、なぜ一致させるのか、経費を削減して、やっぱりプラスになるような計画にどうしてしないのかなという、ちょっと疑問があったんですよね。これがプラスにならないと、いわゆる従業員のモチベーションとか、そういったことに多分すごく影響しますよね。

そういったことから、習慣でゼロに合わすのかなという感じはするんですけども、これからプラスにしていきたいという先ほどの話もありましたけれども、努力して利益を出したいというようなことでしたら、やっぱり経費を削減してでも、今年はこの分を削減しよう。だから、利益をこれだけ生み出そうという、そういう計画書じゃないと変かなと、ちょっと違和感を感じたものですから。意見というか感想なんですけれども、以上です。

◎ 委員長 ありがとうございます。お答えを。

◎ 小俣介護福祉課長 私ども不慣れで申しわけございません。先生がおっしゃったご指摘を肝に銘じさせていただきたいと思えます。私たちはまだ遺物と申しますか、委託関係のものが残っている。つまり、最終的にとんとんに合わせないと、委託料を減らして収益という概念が私たちの中にはなかったんです。

もちろん指定管理者制度が入ってまいりますと、そこはフレキシブルな形で動きますし、努力によって収益を上げていただいて、それをまたお客様というか、市民の方たちのサービスに供するような展開をしていただきたいというふうに思っておりますので、このところは次年度以降どういうふうに、指定管理者制度の中で予算をどう組むのかという検討はさせていただきたいと思えます。

今は、私たち、委託関係ですと、いつもそれはゼロなんです。仮に出てくれば、その分委託料を減らせばいいじゃないかという形になってまいりまして、申しわけありません。そのような事情もありますので、そこは今後検討させていただきたいと思えます。

◎ 委員 もし、ほかの企業なり団体がプラスになるようなものを持ってきた場合、それとこれと比較してどちらがいいのかという判断は非常に難しくなる感じがしますので。

◎ 委員長 ありがとうございます。

それでは、冒頭申しましたように、30分程度ということでございますので、以上をもちまして小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターに係る関係者の皆様からのご説明、それに関する質疑を終了いたしたいと思えます。それでは、関係者の皆様はここでご退席ということでよろしくお願いたします。本日はありがとうございました。

(関係者退席)

◎ 委員 それでは、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者候補者として事業計画書を提出されております社会福祉法人聖ヨハネ会を選定することについて、当委員会として審議を行ってまいりたいと思います。

何でも結構でございますので、ご意見等がございましたならば、ご発言を順次お願いしたいということになりますけれども、なお当委員会のまとめ方といたしましては、公募によらない指定管理者の選定につきまして、委員会として何か意見があればその意見もつけまして市長に答申するということになります。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 委員 委託管理から今回の指定管理者制度にということが、この第1議題の本町高齢者在宅サービスセンターの議題でありました。そうすると、我々委員会の判断としては、方向は一応決まっている、いわば事業者は決まっているので、我々の検討すべきことは、事業内容とか収支計画の安全性とか——経営の安全というか確実さとかいう点を絡めて、いわば公の箱ものの施設の管理に民間の能力を活用しながら住民サービス向上を図るという、これは平成15年7月に総務省自治行政局長から都道府県知事及び市に対しても通知が出されているわけですが、そこら辺が公募ではない、いわば指定管理者に移行する事業者の事業内容というか収支計画なり、いろいろな計画を判断するということになるわけですね。そこら辺で、ある意味でもう制限されたとも言えるので、ただ、反面それだけに具体的な数字とか計画内容を子細に検討すべきであるとも言えるわけですが、そういう感じがいたしました。

以上。

◎ 委員 ありがとうございます。公募ではないということでありまして、それにかかわって、この制度の趣旨から照らしてどうなんだろうかというご意見として承っているわけですが、ほかにいかがでしょうか。

◎ 委員 指定管理者選定についてということなんですが、今まで行ってきた経営も、キャリアが十分あることですし、収支も、これから要介護者がどんどん増えていくと思うんです。そういう面では収支の改善も図れるんじゃないかと思っておりますので、引き続き経営は社会福祉法人聖ヨハネ会に委託というか、選定をされるのがよりベターであるというふうに私は思っております。

以上です。

◎ 委員 ありがとうございます。ご意見いかがでしょうか。

◎ 委員 前にいただいた資料をずっと読んでいまして、このヨハネ会は、非常にこういった介護に関するいろいろな活動をしておられますね。特に事業計画の中で、若干本音の不満みたいなことが出ていまして、非常に苦しいんだと、これでほんとうにいいのかというような前文がありまして、こういった中で、ほんとうによくこういう仕事を広範囲にやっているなというふうに思いましたので、私としては、こういったグループが今後とも経営していくのはいいんじゃないかなというふうな感じがします。

ただ、1つちょっと気になったんです。先ほどの答弁の中で、もしプラスにすると、それだけ委託料から減らされてしまう、そういった感覚はどうなんですかね。これがずっとあると、いつまでたっても実績では出てきても、計画上ずっといかないとまずいんじゃないかなという感じが1つするのと、それからここにいろいろ計画、書かれたことが、今後中間で実際にそのとおりにしているのというチェック、こういったチャンスはあるのかなのかですね。

◎委員 長 これは、今ご意見の、今回は5年ということですね。中間的なあれは何かあるんですか。

◎伊藤企画課長 今後、指定管理者に指定されますと、協定書というのを結ぶんですけれども、毎月事業の報告書を提出していただくようになりますので、その実績につきましては毎月チェックができるということになっています。あと年度をまとめまして、事業報告書を毎年度終了後60日以内に出すということになっていますので、年間のものも出ますし、毎月のものもいただくということでチェックをかけるということに、これから公の施設はすべて、指定管理者になった場合は行うようになって、今までも業務委託をしているときもいただいておりますので、内容的には同じなんですけれども、そういうことで出させていただきます。

◎委員 もう一つ、単純な疑問なんですけど、公募されないという、これは何か理由があるんですか。例えばほかに、いや、うちがやりたいんだよというところがもしあったとしたら。

◎伊藤企画課長 一応、公募するかしないかという部分はあったんですけれども、市の方針として、今まで管理委託を行っているところにそのままやっただけということで、方針的には公募をかけないという。

理由というのはなかなか難しいんですけれども、前回お示ししています施行規則の中では公募をかけないときの、どういった理由のときということでは一応述べられてはいるんですけれども、考え方としては規則の6条というところで、公募によらない選定理由というのがありますが、先ほど出た例では、専門的または高度な技術を有するということが客観的に特定されるとか、3号としては現にその管理を行っている、あるいは指定管理者による管理を行っている公の施設にあって、引き続き管理を行うことにより当該公の施設に係る安定した事業活動、事業効果が相当程度期待できるというふうなことで判断したということにはなるんですが、問題としては手続的にことしの9月までにどうするかということがあったものですから、当面は今やっただけしているところをお願いをして、その間に、その次のときには公募するかしないかという判断が出てくるかもしれないということはあるんですが、ひとまずそのままお願いするという方針で臨んだところです。

ですから、今回4施設につきましても、すべて管理委託を行っていた同じところをお願いをすることとなっております。委員がおっしゃるように、ひよっとすると公募したほうがいいと、今後公募を検討したほうがいいというふうな意見がもしこの選定委員会の中で出れば、それはそれで答申をしていただいてもよろしいと思います。

◎委員 長 ありがとうございます。

私のほうからご質問するのも越権のような気もするんですけども、今の施行規則の読み方なんです。公募のほうは2条のほうになっていて、条例を受けて公募の場合はこういうことですよと書いていて、今のご説明の6条で、公募によらない場合もできますよと、こういう形になっておりますよね。ちょっと細かくて恐縮なんですけれども、公募によらない場合を3つぐらい書いていて、そのどれに当たるのかというのを一応何か特定して、例えば今回の聖ヨハネ会さんの場合は、このどれなのか。客観的に見てもこの法人しかないんだという考え方なのか、それとも地域の人材活用等でこれにしたんだとか、ちょっとどこなのかということが気になったのが1点。それから原則的なことと、この制度の基本的な考え方は、指定管理者制度の導入というのは今までのすべて行政でやる、それを委託するという考え方と大きく違ってきているわけですから、原則公募だと思うんですよね。そうしますと、原則公募で、公募がない場合もちろん、種々の事情によって出てくるわけなんですけれども、公募が原則で、公募によらないのが例外なんです。

そうすると、そのあたりの兼ね合いをどういうふうに考えるのかという、例えばこれは市の当局のほうで発足直後ということもあって、今回はすべて公募でないほうに、そういうご提案があるわけなんですけれども、そのあたりの兼ね合いをどうしていくのか。そうしませんと、何かこれが形骸化していくような気もするんです。

ちょっと長々と申し上げたんですけども、そのあたりいかがでございますか。

◎伊藤企画課長 施設によりまして、いろいろ考え方はあるかと思えますけれども、原則、今回の4施設につきましては、今先生がおっしゃいました6条の3号、現にその管理を行いという部分で、公募によらないでやらせていただきたいというふうに市のほうとしては考えております。

ただ、例えばこれから次にあります福祉会館につきましては、その福祉会館の中に社会福祉協議会が事務所を持っておりますので、そういったこともあって、福祉会館を管理するのにほかのところ公募をかけて入っていただくというのもなかなか困難なことがありますので、その中に入って既にやってもらっている社会福祉協議会にそのままお願いすると、あとは自転車の駐輪場につきましてはシルバー人材センター、高齢者の雇用の確保といった面もありまして、そのままお願いするというふうなこともございまして、一応6条の3号を考えております。

◎委員長 ありがとうございます。何かご意見は。

◎委員 現に入っているところとか、現状でやっているところを中心に行って、公募をかけないということがまかり通っていくと、今回の指定管理者という条例の部分も全く形骸化してしまうおそれがありますし、そうすると、一度指定されたところは、向こうが辞退する、あるいは経営上問題がある、あるいはいろいろな事件が起こったとかということがない限りは、もう半永久的に指定管理者になって、ほかの、せつかく今回の広く公平に門戸を開いていくべきはずの部分形骸化していくのはちょっと残念なのかなと思います。今回は初めてのケースでもありますので、現にやられているところに委託されていくのはいいと思うんですが、ただ

今回の申請期間も5年という長い期間でありますし、そのころは我々の任期も切れているんでしょうけれども。

そうすると、その5年間は全く、ですから今は平成10年からということになると、もう10何年以上もずっとその業者に委託されることになっていきますので、その辺はどうなのかなということ、今回4事業所に関して公募をやらないのであれば、一応5年を超えない期間を原則としているわけですが、それをあえて3年という形にもっていく。そして3年たったところでもう一度広く、市民のためのサービスを向上させていくような事業体がもしあらわれていけばそこに委託していくことも、また比較検討することもできるでしょうし、我々の使命というのは、複数の管理者があらわれたときに、申し込みがあったときに選定していくわけですから、1社のときには適正かどうか、特に問題がなければそのまま通すだけなんでしょうけれども。

そして、我々が選定した業者が毎年、正しく予算どおり、あるいは事業計画どおり行っているかどうかというチェックをするのは我々の使命ではなくて、それぞれの機関がチェックしていくことになると思いますので、その辺は公平な部分で、市民のサービス向上というところから見て、やっぱり公募によらないというのは、今回はやむを得ないのかもしれませんが、今後は趣旨から反するような気がします。

そして、あえてちょっと今回の社会福祉法人の事業計画に関しては、介護の利用者のほうも平成17年度より18年度で増やしていこうという目標もありますし、また、公益法人であるので、あまり予備費をたくさん設けることはできないと思うんですけども、一応300万円計上されているということで、また過去の実績を含めて、指定管理者としていくのは問題ないのかなと思います。そういった公募によらないということの不公平さを少しかんがみたらどうかというふうに思っています。

◎ ■ 委員長 ありがとうございます。そうしますと、この社会福祉法人聖ヨハネ会、こちらの指定管理者の候補の選定につきましては、実績等も含めて、委員の先生方のご判断ではこれでいいだろうということでもありますけれども、それはそれとして一般論のレベルということで、今、 ■ 委員のほうからは5年ということになっているけれども、3年ぐらいということも含めて公募原則という線を少し当委員会として強く出したらどうかと、こういうご意見がございましたけれども、いかがでしょうか。これにかかわって。

◎ ■ 委員 平成10年10月に開始されて、現在7年経過しているわけですよ。あと3年間で指定期間を決めてしまうという、ちょっと3年だとあつという間に過ぎてしまいそうで、非常に経営効率というのか、例えば次は公募で別なところが変わったときに、非常に複雑な面があるかという気がするんです。5年というのは1つの標準的な期間じゃないかなと、私は思います。

◎ ■ 委員長 そうしますと、 ■ 委員のご意見では、今回は一応5年ときているので、5年としておこうと。

◎ 委員 先生がおっしゃったように、確かに公募でないという不公平感がありますよね。我々委員として、選定する選択肢が全くないんですから、もう決まってしまうわけですから、それをどういうふうに改善させるかを審議してくれということになってしまうだけですね。というふうに考えると、3年でもいいのかなという気がするんですけども、おそらく3年後も引き続き公募はないというふうに思われますので、それならせめて5年ぐらいやったらという気がするわけなんです。公募でかえてしまうと業者が気の毒ですよ。突然なくなってしまうという事です。

◎ 委員 今回3年という案を出したのも、例えばここで新しく指定業者になって、新しくスタートを切る部分で公募でないならば、3年は確かに短いと思うんですけども、あの社会福祉法人にとってはもう7、8年経験しているわけですから、その延長線として3年ないし5年ということですから、3年でも十分なのかなと。あとは、3年後にはまた指定を受けるんだという意欲のもとに、3年間サービスを、変な話、うまく経営をしていかないと、場合によっては3年後よその事業者にかわるかもしれないという部分の、やはり1つの圧力というわけじゃないですけども、そういった目標を掲げてやっていってもらうためにも、5年ということで安穩としてもらうよりは、3年という形で区切って、それをやって次回も指定を受けていこうと思ってもらったほうが、実際そのときになると、長年の経験で、ほかに選定を、公募しても集まらないかもしれないし、また集まってきたら、今回の社会福祉法人のほうが3年間で改善して、やはりまた従来どおりお願いしたいという形で選定していったほうがいいのかというふうにちょっと思ったので、先ほど申し上げました。

◎ 委員長 今、お二人の委員からちょっと指定の期間、この3ページ目ですか、概要のところでご意見が出ておりますけれども、委員、委員はお考えはいかがでしょうか。

◎ 委員 今回の聖ヨハネ会の関係につきましては、業者の信頼度とか従来の実績などにかんがみて、5年が妥当かという感じであります。

◎ 委員長 ありがとうございます。委員、いかがですか。

◎ 委員 私も同感なんですけれども、先ほどちょっと言いましたように、やっぱりこれだけ広い、介護に関して熱心にやられているということになりますと、今後も余りこういう団体は出てこないのかなという気もするので、とりあえず5年でいいのかなというふうに思います。

あと、公募に関してなんですけれども、先ほどの伊藤課長のご説明のように、こういうことだよということで説明は十分つくと思うんですけども、もしそういう質問があった場合に、何条によるよというんじゃなくて、何か具体的な、先ほど病院があるのでという、理由なんか非常にいい理由だと私は思うんですけどもね。何かそういったことを、変な話、ちゃんと用意しておいたほうがいいんじゃないかなという気がします。

◎ 委員長 実質的な理由ということですね。ありがとうございます。

◎ 委員 意見を述べさせていただいて、皆さんが5年で支障がないということであれば、その意見に賛成です。

◎ 委員長 ありがとうございます。

それでは、この社会福祉法人聖ヨハネ会さんをお願いするというので、指定期間は当初の提案どおり私どもとしましても、平成18年4月1日から平成23年3月31日ということにしたいと思っておりますけれども、問題は市長さんに意見を、当委員会としてあればということ、いかがでしょうか。何か具体的につけるということにいたしましょうか。今、出ていました意見ですと、この制度の趣旨からしますと、なるべく制度の趣旨にかなうように公募を原則とし、やむを得ない場合公募によらないということもあり得るけれども、基本的に公募ということで、今後この制度を運用していったらどうかと、こういう意見でいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎ 委員長 それでは、そういうことで文言としてまとめさせていただきますけれども、指定管理者選定委員会として、市長から諮問のございました小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者候補者の選定につきまして、1、本指定管理者制度の趣旨にのっとりまして、公募を原則とし、やむを得ない場合公募によらないという形で、今後この指定管理者の制度の趣旨を運用していただきたいと、そういう当委員会の一致した意見を持っているということで、その意見を付しまして、ほかは諮問のとおり認めるというふうな答申をすることにいたしたいと思っておりますけれども、これでご異議ございませんか。よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎ 委員長 それでは、異議なしということで、本件につきましては、申し上げましたとおり答申することに決定いたしました。ありがとうございます。

(関係者入室)

◎ 委員長 それでは、次に、平成17年度諮問第3号、小金井市福社会館の指定管理者候補者の選定についてを議題といたします。本件につきまして、担当課から坂田福祉推進課長、林課長補佐、それから指定管理者候補者といたしまして、社会福祉法人小金井市社会福祉協議会から事務局長の泉さん、並びに竹内常務理事にご出席いただいております。

それでは初めに施設の概要等のご説明をお願いいたします。

◎ 坂田福祉推進課長 皆様おはようございます。福祉推進課長の坂田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。福祉推進課からは、小金井市福社会館の指定管理者の候補者の選定をお願いしたいと思います。

まず、きょうの会議に先立ちまして、厚い資料をお配りしてございましたが、本日、よりわかりやすくということで、概要のご説明ということで、資料を2種類配らせていただきました。1つが、小金井市福社会館に係る指定管理者候補者の選定について、概要ということと、もう一つが、小金井市福社会館指定管理委託仕様書案というものでございます。本日はこの概要に沿いまして、ご説明をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

早速でございますが、施設の概要に入らせていただきます。まず、(1)といたしまして、

管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございます。名称は、小金井市福社会館。位置といたしましては、小金井市中町四丁目15番14号でございます。

こちらの施設の目的でございます。(2)といたしまして、小金井市福社会館条例の第1条に述べられてございます。「社会福祉活動を推進し、市民相互の親睦と福祉の増進を図り、市民文化の向上に寄与するため、小金井市福社会館を設置する」としてございます。こちらの開設年月日でございますが、昭和43年6月14日に開設いたしました。建物面積といたしましては、2,759.91平方メートルでございます。こちらの施設の構造でございます。鉄筋コンクリートづくりで地下1階地上5階の建物です。

次に、その運用でございます。(6)といたしまして休館日、毎月第1火曜日及び第3火曜日、それと1月1日から同月3日まで、12月29日から同月31日までということで、こちらは年末年始の休館日となっております。ただし、今後指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て変更することができるとしてございます。

こちらの開館時間でございます。午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、変更することができるとしてございます。

次に、具体的な施設の内容でございます。こちらは小金井市福社会館条例第4条にございまして、まず1つが、老人福祉センターに関する施設、2つ目に地域福祉センターに関する施設、3といたしまして、その他必要な施設としてございます。この老人福祉センターに関する施設でございますが、これは老人福祉法第20条に書かれてあります施設でございます。無料または低額な料金でお年寄りに対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する、このような施設でございます。

これが福社会館でどのように設置してあるかと申しますと、1階の娯楽室、それから健康治療器室、地下1階の浴室などがそれに当たります。お手元にピンクのしおりがお配りしてあるかと思えます。そちらの12ページをお開きいただきたいと思えます。具体的に申しますと、まず左下の地下1階のおふろ場、浴場としてございます。こちらと、1階の娯楽室では囲碁、将棋などを楽しんでいただいております。あと、1階の真ん中辺に隅書きされまして、高電位治療室、健康治療機器と申しておりますが、ここでございます。これがそれに当たります。

2つ目の地域センターでございますが、これは厚生労働省のほうから平成6年6月に通知が来ております。地域における福祉活度の拠点といたしまして設置されたものでございまして、デイサービスや福祉の相談事業、ボランティアセンターなどの事業を行い、すべての地域の住民を対象とした施設である。そのような位置づけでございます。この内容といたしましては、福社会館といたしましては集会室がそれに当たります。このピンクの図でいきますと、2階、4階がそれに当たります。集会室、2階がA、B、C、D、4階にEがございまして、これがその施設に当たります。

次に、老人福祉センターとしての事業でございます。まず、それぞれ娯楽室や健康治療器室、おふろ場ということが当たりますので、部屋の性格に応じた事業もありますが、そのほかに高

高齢者のマッサージやひとり暮らし等高齢者会食会、老人クラブの活動、それから健康治療機器の設置や高齢者のいきいき活動事業などがその事業に当たります。

次に、地域福祉センターの事業でございますが、これは小金井市ボランティア市民活動センターというものを設置してございます。そのほかに福祉サービスの苦情相談業務、また権利擁護センター等々がございます。

その次に、その他必要な施設というのがございまして、ふれ愛ギャラリーというものが1階にございます。図では横長になっておりますが、書道や創作物などの展示活動の発表の場として活用していただいております。

次に、きょうお示ししました概要の2ページをごらんいただきたいと思います。指定管理に係る業務の範囲といたしまして、(1)から(9)まででございます。これにつきましては、きょうお配りいたしました仕様書のほうをごらんいただきたいと思います。1ページから5ページまででございます。それぞれの業務の概要ということで、大きな3番以降、順次(1)から(9)までの内容を書いてございます。

委託に当たりまして基本的な事項といたしまして、大きな1番に福祉会館の施設管理に関する基本的な考え方といたしまして、(1)から(5)まででございます。まず(1)といたしましては、関係法令、条例、規則等を守っていただくこと、それから(2)といたしまして、公平性を確保すること、それから3つ目に、効率的かつ効果的な管理運営をお願いすること、また4番といたしまして、個人情報扱う業務でございますので、適正な管理をお願いしたいということ、それから5番といたしまして、市民利用者のご意見や要望を管理運営に当たりまして反映させていただきまして、よりよいサービスの向上を図っていただくこと、こういったことを基本事項としてお願いしておるところでございます。

個々の事業につきましては、時間に制限もございますので、ご説明を省かせていただきたいと思いますが、大きな3番の内容になってございます。

あと、こちらの業務の内容でございますが、概要の4ページから6ページにわたりまして、各事業の実績数値、利用者の数を書いてございます。福祉会館は、概算いたしますと、年間約13万人の方がさまざまな事業でご利用いただいているということで、1日約390人から400人ぐらいの方がご利用いただいている、大変にぎわいのある施設でございます。

次に、概要のほうの2ページの4に移らせていただきます。このような事業に当たりまして、どのくらい費用がかかっているかにつきましては、きょうの資料の7ページに、平成16年度の決算につきまして、実績の金額を書かせていただいております。

次に、5番といたしまして、今回福祉会館の指定管理者の候補者につきましては、概要を説明させていただきます。まず、名称は社会福祉法人小金井市社会福祉協議会、場所といたしましては、小金井市中町四丁目15番14号ということで、ただいまその事務局を福祉会館の2階に構えてございます。

2番といたしまして、社会福祉協議会の概要でございます。設立は昭和33年11月26日、

基本財産といたしましては、120万円でございます。従業員といたしましては、理事15人、監事2人、職員17名の構成になっております。その設立目的でございますが、小金井市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化による地域福祉の推進を図ることを目的とする、このような団体でございます。

次に、5番といたしまして、事業実績をアからシまで書いてございます。この社会福祉協議会につきましては、社会福祉法第109条に載ってございまして、アからエにつきましては、その109条にのっとった事業でございます。

6番といたしまして、この指定管理業務に携わる職員は、職員17名が当たります。指定の期間といたしましては、18年4月1日から5年間、23年3月31日までとしてございます。

以上、簡単でございますが、概要説明とさせていただきます。

小金井市福社会館につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続条例第5条及び同施行規則の第6条によりまして、公募によらない選定とさせていただきます。住民の平等利用が確保されること、施設の効用の発揮、経費の縮減が図られること、管理を安定して行える物的、人的な能力を有していること等の要点を満たしてございます。また、当該福社会館の性格や事業内容、規模などによりまして、設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができる団体として社会福祉協議会がでございます。そのような意味から、今回は公募によらないことで選定をお願いしたいと思っております。

先ほどご説明いたしましたように、市の社会福祉協議会は、昭和33年の創立以来、地域福祉事業の担い手といたしまして、長年にわたる実績がでございます。民間団体といたしまして、地域福祉推進の中核的な存在でございます。加えて、平成13年4月から5年間にわたりまして、福社会館の管理委託受託先としての実績もでございます。市の社会福祉協議会の設立目的や団体の経営方針は、福社会館の設置目的でございます社会福祉活動を推進し、市民相互の親睦と福祉の増進を図るといった目的と整合するものでございます。福社会館の施設管理に当たりまして、安定した事業活動や事業効果が引き続き期待できるものとしておりますので、ぜひ指定管理候補者として選定していただきますように、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

◎ 委員長 施設の概要につきまして説明が終わりました。

次に、既に提出されております事業計画書等につきまして、補足する説明があればお願いいたします。

◎ 坂田福祉推進課長 特にございません。

◎ 委員長 ありがとうございます。特にないということでありました。

それでは、ただいまご説明いただきました概要の説明、それから提出されております事業計画書等につきまして、各委員からご質疑を受けていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎ 委員 前にいただいた資料の2ページ、福社会館利用者協議会、これは何なんでしょう

か。説明が今までなかったの。

◎坂田福祉推進課長 こちらにつきまして、公の施設の指定管理の事務条例の中で、利用者協議会を設けるよう努めることとしてございます。その中で、ただいま福祉会館につきましては、年間定期的に使用する方につきまして、年1回、2月に懇談会を設けてございます。それをちょっと拡大いたしまして、今後より利用者の方々からのお声を反映する意味で、利用者の皆様、それから社会福祉協議会、あと行政が入った利用者協議会を設置いたしまして、よりよい福祉会館を目指していきたいと考えてございます。

以上でございます。

◎委員 本日の第1の議題でありました市立本町高齢者在宅サービスセンターのときにも若干問題になったと思うんですが、この福祉会館の事業につきまして、1つお聞きしたいと思いましたが、4月から介護保険が大分改まって、自立とかトレーニングのほうに重点が移るというようなことがあります。介護保険との関係では、この市の福祉会館の事業は直接には関係がおそらくないんでしょうね。この福祉会館の事業というのは、条例の根拠はあるんでしょうけれども、何かそういう福祉関係の法律の根拠があるんでしょうか。

◎坂田福祉推進課長 先ほどちょっとご説明申し上げましたけれども、地域福祉センターとしての機能を兼ね備えてございまして、まずこの福祉会館につきましては、小金井市福祉会館条例ということで、設置条例がございまして、そのもとになりますのは、老人福祉センターということで、老人福祉法第20条の7にうたわれてございます。そのほか地域福祉センターということで、これは法律ではないんですけれども、厚生労働省の通知で、地域の皆様方に開かれた地域福祉の推進に役立つような施設ということでうたわれてございます。それを兼ね備えた施設ということになります。

◎委員 わかりました。先ほど、第1号議案のときにも問題になりましたけれども、これは市の委託の事業であったところの福祉会館の管理運営を、改めてこちらの新しい業者に委ねると、この委ねるといのは正しくないの、行わせるということになるわけですが、その場合にどこが変わるのか。つまり収支予算の関係において、例えば委託費というものが変わってくるのか、要するに指定管理者制度になることによって、収支関係、あるいは運営においてどのような点が変わってくるのかという点が、必ずしもちょうだいしている数字関係の資料その他においては明確ではないということが第1にあります。

次に、この収支計画というものも、かなり簡単でありまして、先ほども申し上げたように、一般に企業が収支計画をつくる場合には3年とかということで立案するわけですが、しかも今回の福祉会館の管理運営を行わせることについては、おそらく5年になると思うんですね。その5年間の様子というものが、必ずしもこの数字資料においては判断できない。しかも、それを我々が選定委員会において、過去の資料とこの簡単な収支予算のみで判断できるのかどうか。無論、従来の業務に関する管理運営の信頼度において、こちらの福祉会館業務について異論を唱えるものではありませんけれども、そこら辺は選定委員会としてはいささか判断に、資

料的に不足があるんじゃないかという気がするんですけども、これはもうやむを得ないんでしょうか。

以上です。

◎ 委員長 いかがでしょうか。

◎ 坂田福祉推進課長 今回の、数字的なものの今後の見通しということでございます。まず、経過を申し上げますと、福祉会館業務、今回資料でお示ししていないんですけども、平成12年度までは福祉会館係という市の直営でやっておりました。そのときには、市の職員が5名体制でやっておりました。これが第二次行財政健全化計画によりまして、平成13年度には福祉会館係を地域福祉担当ということで、職員が2名体制になりました。さらに平成14年度には地域福祉担当というものを廃止いたしまして、全体でそのときまでで5名の職員の削減ということになりまして、平成13年4月から一部、社会福祉協議会さんのほうに福祉会館の維持管理業務を委託してきた経過がございます。ですので、数値的には17年度、18年度以降を比較いたしまして、顕著に予算的な面で減額になるといったことは、はっきり申し上げましてございません。

ただ、この12年度からの経過でいきますと、概算でございますが、12年度の決算値で申し上げますと、約8,200万円ほどの経費がかかっておりました。これは職員の人件費も含めてでございます。そのときは職員が5名でした。13年度につきましては、地域福祉担当ということで2名の職員になりました。そのときは、約2,000万円ぐらい減になりまして、約6,200万円ほどの決算数値でございます。さらに14年度には一切職員がいなくなりまして、私ども福祉推進課のほうが主管課となりまして、既に社会福祉協議会さんのほうで全面的な委託事業を行っていただいたわけなんです。16年度の決算数値を申し上げますと、約4,200万円ほど。このように12年度から比べますと、決算数値では約半減してございます。ですので、今後予算的な面で大幅に減額になるという見込みはございません。

ただ、福祉会館につきましては、そういった予算面でははかり切れない福祉的な側面もあるということをちょっとお知らせしておきたいと思っております。と申しますのは、福祉会館の日常清掃業務につきましては、地下に小金井市の共同作業所というものがございまして、そちらで知的障害の方々にお掃除をお願いしている、また、1階の購買部のところには、母子寡婦福祉会の方々がいらっしゃる。また、1階に受付がございますが、そこではシルバー人材センターさんの方をお願いして受付業務をやっている。そのような面で、ご高齢の方、障害者のための生きがい対策、自立支援、また雇用対策と、そういった面も含めた施設であるということをお知らせしておきたいと思っております。そのようなものを含めて、今後とも地域に根差した福祉会館を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

◎ 委員長 ありがとうございます。どうぞ。

◎ 委員 単純な質問なんですけれども、会計の専門家ですので、申しわけございません。

ページ7の別紙2の数字、決算書を見ますと、ここには収入というのがないですよ。収入というのはないんでしょうか。例えば会費収入とか、そういうものですね。私、ちょっとわかりませんので、支出と費用しか書いてございませんね。4,083万3,000円。そういうことで収入がないのかどうかというのと、先ほど予算を去年よりも大分減らしたということですよ、実績を。と、サービスが非常に低下しているんじゃないかという、私はそういう危惧をしているわけなんですけれども、その辺いかがなんでしょうか。

それから、基本財産が120万円という、私どもは非常に少ないなと思いますが、この基本財産の内容は何なんでしょうか。

それから、ばらばらになりますけれども、4ページ、5ページ、8ページ、利用状況を数字で羅列して書いてございますが、これは単年度だけですよね。過去の実績が出ていないから、利用状況は活性化して増加の傾向にあるのか、あるいは停滞の状況なのか、あるいは減少の状況なのか、その辺もちょっと親切に知りたいところなんですけれども。

以上、よろしく願いいたします。

◎坂田福祉推進課長 それでは、7ページの16年度決算につきまして、お話しさせていただきます。今回は歳出だけを載せてあるかと思いますが、歳入につきましては、市の委託料ということで同額ということでございます。

◎委員 一般の利用者からの収入はないですね。

◎坂田福祉推進課長 利用料は無料でございます。あと、先ほど予算的な面で、12年度に比べて半額になっているということで、サービスの低下になっていないかということでございますが、そのあたりははっきり申し上げましてなっております。かえってサービスが広がっている、利用者のほうも増えているということでよろしいかと思っております。社会福祉協議会さんのほうで、正規の職員、非常勤さん一緒に担っていただいております。先ほど申し上げました数字的な面も、利用者が伸びておりますので、そのあたりはサービスの低下にはなっていないと考えております。

特に、14年10月に、従前ございました小金井市福祉公社のほう解散いたしましたから、例えばひとり暮らし等高齢者交流会や高齢者いきいき活動事業なども社会福祉協議会さんのほうで担っていただいております。これもあわせて事業拡大しております。サービスの低下にはつながってございません。

以上でございます。

◎泉社会福祉協議会事務局長 社会福祉協議会の泉と申します。基本財産についてお答えをさせていただきます。

ただいま課長のほうからお話がありましたが、私どもは社会福祉法第109条によって定められた団体でございます。各都道府県知事が認可権を持っております。東京都の場合は、東京都知事でございますが、都知事からの認可基準の指導ということで、基本財産は10円×人口が目安になっています。したがって、小金井では大体11万ほどの人口ですので、基本

財産が120万円になっております。

以上でございます。

◎竹内社会福祉協議会常務理事 利用状況の点について補足させていただきますが、先ほどの資料は福社会館にかかわる部分だけの単年度の資料です。先ほど課長が13万人というふうに申しあげましたのは、福社会館は複合施設でございます、公民館とか共同作業所とか、5階の保健会場とか、さまざまな施設の利用者を合わせて13万人でございます。それが16年度の数字でございます、15年度は11万5,000人ですから、やや増えております。と申しますのは、利用者のほとんどが高齢者と、あと体の不自由な障害者であったり、女性の方ですね。高齢化して、例えば定年で地域に戻っても、なかなかなじみのない方が多いんですね。そういう方は福社会館に行けば公民館もあるし、囲碁、将棋も自由にできる娛樂室もあるしということで、どこにも縁の薄い方がふらっと来て、そこで1日過ごすというような方も多いんですね。ですから、1日当たり大体400人前後ですが、年間で見ますと13万2,000人ぐらいで、やや増えております。そういう状況になっております。

◎委員 ありがとうございます。どうぞ。

◎委員 社会福祉協議会というのがありまして、この資料によりますと、非常に広範囲な立派な仕事をやっておられるんですけども、今回の選定というのは、その中の一部の福社会館の管理をどうするかということですよね。いただいた資料を見ますと、ほとんどが協議会の資料なんですね。今回やっぱり我々が検討したいのは、福社会館そのものがどういうことなのかという点を見たいんですけども、この中で、いわゆる協議会と福社会館との区分というんですか、これがあまりはっきりわからないんです。例えば人数だけ見ますと、協議会のほうは17名と書いてありますね。福社会館のほうは6名が配置してあるというような書き方になっているんですけども、その場合、協議会本体で消費しているとか支出している、いわゆる管理費がいろいろあると思うんです。それを福社会館のほうの費用といいますか、そちらにいわゆる配賦するようなものがあるのかどうか。単独に福社会館だけの採算を計算する場合に、いわゆる本体の協議会の費用との分離といいますか、その辺がちょっとよくわからなかったんですね。その辺はどうなっているんでしょうかね。

◎竹内社会福祉協議会常務理事 社会福祉協議会本体と、それから福社会館にかかわっている部分との関係のご質問かと思えますけれども、人数的に申しますと、全体では常勤職が17名、それに常務理事を入れると18名になります。そのうちの非常勤嘱託6名が福社会館業務にかかわっておりますけれども、現実にはその6人だけではでき得ないんです。というのは、局長以下が事務の責任者としておりますから、何かあったときは非常勤嘱託だけで判断できませんから、係長なり、事務局長なりの判断を仰ぎますので、そうした面ではここにかかっている費用プラス社協本体の中の常勤職の一定の労働力がかかわっております。

ただ、これは細かに計算するのはなかなか難しゅうございますが、人件費そのものも市のほうから事業費の補助としていただいた中で賄っておりますので、社会福祉協議会本来の、市民

からいただいた寄附金とか会費とかの部分回すのではなくて、市からいただいた補助金の中の労働力の一部を福祉会館管理運営にかけている、こういう関係でございます。

◎委員 実態は、内容的には何となくわかるのですが、今、我々で検討したいのは、いわゆる会館の管理というものは今までもそうだし、これからどうなるのか、採算も含めましてということのような気がするんですが、そういう点で見ますと、いわゆる福祉会館そのものの採算が分離されていないと、どうなるのかなという心配があったものですからお聞きしたんです。今後とも分けられないということなんですね。

◎竹内社会福祉協議会常務理事 事務所が同じ中にありますので、本来6人だけで全部やるというのが契約の、今後は協定になりますから、協定の原則ですね。しかし、現実には高度な判断をするような業務については、非常勤嘱託だけでは無理なんですね。ですから、ほんとうは正規職員も1名ぐらいつけていただいて、それでやってくれよと言われるのが社会福祉協議会としては一番望ましいわけですが、6人でやってくださいということで委託契約を結んでおりますから、それでやります。しかしながら、そうした部分については局長以下の協力といいますか、そういう面で市政のほうに協力をしているという考え方でやっております。

◎委員 2つほど質問ですけれども、1つは利用状況に関してなんですけれども、先ほど人数についての16年度の利用状況がわかったんですが、会館全体の稼働率としてはその辺を把握されているのかどうかということと、それからあと、やはり市民の憩いの場であってほしいと思いますので、利用者は増えているということですが、18年度以降利用者を拡大していくといえますか、その辺に関しての方策があるのであれば、それを聞かせていただきたいんですけれども。あともう1点は、先ほどの収支の件なんですけれども、支出があったんですけれども、収入の件で、例えば会館の1階に喫茶室、それから売店があるんですけれども、それは会館のスペースを利用した収入だと思いますし、そしてまた会館を利用する人は会員にならなきゃいけないということで、年会費というものがあると思うんですけれども、その年会費の帰属、2つの帰属というのはどうなっているのかなというお考えを聞かせていただきたいんですけど。

◎坂田福祉推進課長 まず、稼働率の関係になります。16年度実績ですと年間333日、365日のうち333日ですから大変高くなっているかと思えます。

あと、具体的な方策と申しますと、今後市のほうからも、私どもの福祉推進課ばかりではなくて、さまざまな福祉保健部の課のほうからも今後また委託事業等をお願いする事業が多々あるかと思えます。その中で、福祉会館を使ってのさまざまな事業が展開されるのではないかと思います。具体的には今例示はできませんけれども、そのようなことを考えてございます。

次に、母子福祉会の売店でございますが、そちらにつきましては、行政財産の使用許可ということで、母子福祉会というところで、福祉団体さんですので母子寡婦福祉法という法律がございまして、そういったところで公の施設につきましては、売店とか購買所とかそういったものを積極的に供与しなさいよという法律がございまして、そのところで公の施設の使用許可をさ

せていただいたところです。そういったことでお答えさせていただきたいと思います。

それから、福祉会館の利用に当たりましては、会費は無料でございます。取ってございません。

◎ 委員 年会費とかはなかったですか。

◎ 坂田福祉推進課長 ないです。以上でございます。

◎ 委員 若干重複しますが、協議会としての膨大な会計資料があるんですけども、先ほど申し上げましたように、単体としてのこの福祉会館の収支の関係は単年度しかない、普通は企業においては3年程度の収支計画を立てるわけでありまして、選定委員会としては判定資料として若干足りないんじゃないかと。

次に、この特別会計を見ますと、福祉会館事業特別会計は、つまり特別会計の中で約半分以上を占める相当大的な事業で、ここら辺の管理運営を市がこちらの協議会に行わせるということについての事業の判定資料としてはいかがなものかという感じがいたします。

そのようなことと、それからこれは別のことで伺いたいんですが、この会館の建物は市の箱ものでありまして、築37年ぐらいになります。拝見すると、かなり傷んでいるというか、おそらく市のほうでもそういうご認識がおありかと思うんですが、そこら辺の改善というか、改修というか、例えば会館の前の駐輪場とか、あそこら辺の施設の配置というのかレイアウトも、あまりさっぱりしないというようなこともありますし、いわんや会館の内部においても、私も入ったことがあります、古色蒼然たる建物であります。これを管理運営しておられるこちらの会館の方々のご苦勞は大変だと思うんですが、これは市のほうの問題だと思うんですけども、介護保険に並んで福祉会館、福祉の事業が大事であるとすれば、市は予算が苦しいでしょうけれども、もう少しそういう方向を考えたほうがいいんじゃないかと。これは選定委員会とは別の問題であります、意見を申しました。

◎ 委員長 ありがとうございます。特にお答えはよろしいですか。

◎ 竹内社会福祉協議会常務理事 大変温かいご配慮をいただきまして、ありがとうございます。確かに建物が古くなっておりまして、いろいろ設備についても時々故障したりいたします。しかし、利用者の安全が第一でございますので、安全に、しかもできるだけ利用者の期待にこたえられるように、私ども社会福祉協議会としては懸命に努力をいたしておりますが、設備の改修については、坂田課長さんのほうに口頭でお願いしたり、あるいはものによっては文書でお願いしたりして、ここ数年毎年1,000万前後の改修費で工事をしていただいております。今も外壁の工事とか屋上防水とか、いろいろな工事をしていただいておりますので、今後とも利用者の安全のために市のほうと協議をさせていただきながら、ご指摘の点を踏まえて努力をしたいと思っております。

◎ 委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかにないようでしたら、以上で小金井市の福祉会館に係る関係者からのご説明、質疑を終了したいと思います。大変ありがとうございました。

それでは、関係者の皆さん、ご退席をお願いします。本日はありがとうございます。

(関係者退席)

◎ **委員長** 大変ありがとうございました。

それでは、これから小金井市福祉会館の指定管理者候補者として事業計画書を提出されております社会福祉法人小金井市社会福祉協議会を選定することについて、当委員会として審議を行ってまいりたいと思います。何でも結構でございますので、ご意見等ございましたら発言をお願いいたします。なお先ほどと、1号議案と全く同じでありますけれども、当委員会のまとめ方といたしましては、今回も公募によらない指定管理者の選定につきまして、委員会としてご意見があればその意見をつけて市長のほうに答申することにいたしたいと思います。いかがでしょうか。

◎ **委員** 指定管理者ということで、会館を任せよう、指定管理者というのは一体何なのかなという、やっぱりどういうふうに管理していくのか、もちろん人もそうですけれども、それに伴う費用の問題が出てくると思うんですね。ですから、ここが指定管理者としていい、悪いという判断は、やっぱり今後も含めたいいわゆる採算とかそういう問題になってくると思うんですけれども、今回のこれを見ていると、協議会という大きな本体があって、そのうちの一部の部分で、费用的にはなかなか分離できないという感じなんですけれども、それでいいのかなと、どうやってここは適当だよというふうに言えるのかなと、ちょっと私自身が疑問に思っているんですけどね。どう考えればいいのかなど。

◎ **委員長** ありがとうございます。今の担当の、課長のご説明等を受けますと、結局これは全部市のほうのお金でおりにてきているわけですよ。福祉の施設ということで。ですから、**委員**のご質問に対しましても、利用料は特にないということですから、さまざまな機器も含めてお金がおりにてきて、それを委託してやってきたということですよ。実際には福祉ですから、私もよくわかりませんが、ボランティアの方とか、障害をお持ちの方とか、そういう方が地域の中で利用されるということで、実際には社会福祉協議会のほうでさまざまな活動をされているようですけれども、この会館の中に実質的に事務局をお持ちになってやっていらっしゃるということで、福祉関係の行政と、それから社会福祉協議会とこの福祉会館と、そのあたりの仕分けが非常に難しいような印象を受けましたけれども、率直なところいかがでしょうか。

◎ **委員** 協議会そのものを全部指定にしちゃうというならばわかりやすいんですが、そのうちの一部だからどう解釈すればいいのかなど、ちょっと迷う点はあるんですけどね。

◎ **委員** 私は、先ほどの第2号と同じように、社会福祉協議会が既に運営しているわけですから、コストダウンを図ってもらうことと、サービスの向上を目指すということで選定したいと、そういう気持ちであります。

◎ **委員長** ありがとうございます。コストダウンと利用者に対するサービスの向上を図ると、こういう事業計画をなおお願いして、今般はこの協議会をお願いをする方向だと、こういうご意見だと思いますけれども、**委員**はよろしゅうございますか。特にございませんか。

◎ 委員 特にありません。

◎ 委員長 はい。委員。個別に申し上げて失礼して……。

◎ 委員 迷ったんですけれども、最終的にはもちろん公募しないということもありますし、委員のおっしゃるようここに任せしてもいいのかなというふうに思います。

◎ 委員長 ありがとうございます。委員はいかがでしょう。

◎ 委員 特にはございませんけれども、先ほど以来お話があるように、やはり社協が入っていますので、社協の経費と会館との経費が、明確な区分がやっぱり必要なというふうに思いますけれども、今の現状ではいたし方ないのかなと。

◎ 委員長 そうしますと、いかがでしょうか。附帯意見につきましては、どういたしましょう。今、委員がおっしゃったようなあたりを少し出しますか。あるいは特につけずに……。

◎ 委員 私も同感なんでね。

◎ 委員長 実態はそうなんですけれども、難しいんですかね。いかがでしょうか。あまり強く出しても何か後でまたお困りになるようなことが……。

◎ 委員 ちょっと気の毒なんじゃないでしょうか、そこまで要求するのは。

◎ 委員長 わかりました。それでは、今回は少し性格も違うということで、特に附帯意見なしという方向でよろしいですか。公募を原則というのをちょっと強く出さなくても。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎ 委員長 ありがとうございます。

それでは、取りまとめさせていただきまして、指定管理者選定委員会としましては、今般市長から諮問のございました小金井市福祉会館の指定管理者候補者の選定につきましては、コストダウンとサービス向上を入れますか。入れたほうがよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎ 委員長 それでは2点だけということですが、1点は、なお経費につきましてコストダウンを図っていただけないかと、それから利用者、地域の方々の利用状況ということがありますので、サービスの向上にお努めいただきたいと、こういうお願いをつけまして、ほかは諮問のとおり認めるという答申をすることといたしたいと思っておりますけれども、これでご異議ございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎ 委員長 ありがとうございます。それでは、異議なしというふうに認めたいと思います。したがって、本件につきましては、今申し上げましたとおり答申するということが決定いたしました。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

(11時51分閉会)